6月25日(日)は
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

◆投票（市内38か所）　……午前7時～午後8時
◆開票（市民会館大ホール）…午後9時15分から

衆議院の解散による総選挙が、六月十三日（火）に公示、六月二十五日（日）に投票となりました。今回の選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査と三つの投票が行われます。

投票所

投票所は、次ページの「投票所一覧表」のとおりですが、郵送された「投票所入場券」でもご確認ください。

今回の選挙から第十一投票区投票所が「満日小学校ミーティングルーム」に、第三十一投票区投票所が「秋葉町内会館」にそれぞれ変更されました。

投票のできる人

●新津市で投票のできる人

新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。

▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること（昭和五十五年六月二十六日以前に生まれた人）

▽基準日（六月十二日）前三か月以上新津市に住所があること（平成十二年三月十二日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人）

●市内転居をした人

六月八日以降に市内転居をされた人は、転居前の投票所で投票することになります。

●他市町村から転入した人

平成十二年三月十三日以降に新津市に他市町村から転入した人は、新津市の選挙人名簿に登録されませんので、前の市町村で投票していただくことになります（新津市で不在者投票できる場合もあります）。

入場券の送付

入場券は、六月十三日（火）に郵便で発送しましたので、ご確認ください。

今回の選挙からシール式のはがきになり、一通でご家族六名分まで記載されますので、一人ひとり切りはなしてご持参ください。入場券が届かなかったり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。

また、入場券を紛失された場合でも投票はできますので、投票日当日に、直接、投票区の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を受けてください。

投票の方法

①投票所へ入ったら、受付へ入場券を出してください。

②受付では、入場券と選挙人名簿を対照して、本人であることを確認します。

③入場券と引き換えに小選挙区選出議員選挙の投票用紙（薄黄色）を受け取ってください。

④投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者一名の氏名を書いてください。

⑤投票の記載が済んだら、投票用紙を小選挙区選出議員選挙の投票箱に入れてください。

⑥次に比例代表選出議員選挙の投票用紙（薄青色）と国民審査の投票用紙（白色）を同時にお渡しします。

⑦投票記載所に用意してある鉛筆で、次のように記入してください。

・比例代表選出議員選挙…投票しようとする政党の名称または略称をはっきり書いてください。

・国民審査…審査される裁判官の氏名と、記号をつける欄がありますので、「やめさせた方がよい」と思う裁判官には、記号をつける欄に×印を書いてください。「やめさせなくてもよい」と思う裁判官には、何も書かないでください。

⑧比例代表選出議員選挙と国民審査は、同じ投票箱に投票してください。

以上で投票は終わりです。

代理投票・点字投票

身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は、「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。ご希望の人は受付にお申し込みください。

不在者投票

投票日当日（六月二十五日）に、何らかの用務があって、投票所へ行って投票することができない人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。

不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。

□期間

・衆議院議員（小選挙区・比例代表）選挙…六月十三日(火)～六月二十四日(土)

・最高裁判所裁判官国民審査…六月十八日(日)～六月二十四日(土)

※土曜日、日曜日も含む。

□時間　午前八時三十分～午後八時

□会場　市役所一階市民サロン

なお、不在者投票をされる人は、入場券（届いていないときは不要）をお持ちください。

郵便による不在者投票

選挙権がある人で身体に重度の障害があって、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

□郵便による不在者投票ができる人

上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持っている人です。「郵便による不在者投票」ができると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。ご注意ください。

□投票の方法

上の図のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日前（六月二十一日）までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の公示前でもできます。

在外投票

今回の選挙から在外投票の制度がはじまります。これは、海外に居住している日本人で在外選挙人名簿に登録されている人が比例代表選出議員選挙の投票をすることができる制度です。

在外投票ができる期間、会場などは次のとおりです。

●帰国して投票する場合

・期間…六月十三日(火)～六月二十四日(土)

※土曜日、日曜日も含む。

・時間…午前八時三十分～午後八時

・会場…市役所一階市民サロン

なお、在外投票（帰国投票）をされる人は、在外選挙人証をお持ちください。

●海外から郵便投票する場合

郵便による在外投票は、投票日の四日前（六月二十一日）までに「在外選挙人証」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は選挙期日の公示前でもできます。

※くわしくは、選挙管理委員会へお問い合せください。

選挙公報などは新聞折込みに

衆議院総選挙（小選挙区・比例代表）の選挙公報および最高裁判官国民審査の審査公報を、今回から新聞折込みなどで全世帯にお届けします。よくご覧になって投票の参考にしてください。

問い合わせ

入場券や不在者投票など、選挙のお問い合わせは、市選挙管理委員会（市役所3階、☎24―2111内線301）へ。

投票所とその区域

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区 本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1～3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1～3丁目	北上公会堂
第5投票区	山谷町1～3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
第7投票区	田家1～3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1～3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校ミーティングルーム
第12投票区	結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B 荻島2～3丁目、中野1～3丁目	荻川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚潟、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、出戸、四ツ興野、子成場 蕨曽根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合東小学校ランチルーム
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、西古津、蒲ケ沢	古津公会場
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新関中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区 善道町1～2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1～3丁目	秋葉町内会館
第32投票区	金沢町1～4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1～3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1～2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1～3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、荻野町、車場4～5丁目 中野4～5丁目	荻川地区ふれあいセンター機能訓練室
第37投票区	北上新田、さつき野町、北潟、川口	川口地域交流会館
第38投票区	車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目	車場公会堂

・投票所を確認してからお出かけください。　※第11投票区および第31投票区は今回から投票所が変わります。ご注意ください。

郵便による不在者投票ができる人

区分	障害の程度		
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害	1級もしくは2級	である人として記載されている人
	心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは3級	
戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症	までである人として記載されている人
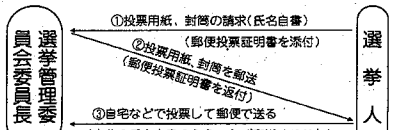
郵便による不在者投票の投票方法